

使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について

2026 年 3 月 10 日

使用済燃料再処理・廃炉推進機構

当機構は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「法」という。）第 54 条第 1 項の規定に基づき、使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）を運営委員会の議決を経て定め、経済産業大臣の認可を受けております。

先般、日本原燃株式会社による六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の暫定操業計画並びに電気事業者によるプルトニウム利用計画が策定されたことを踏まえ、本年 3 月、法第 54 条第 1 項後段の規定に基づき、実施中期計画の変更について運営委員会の議決を経て定め、経済産業大臣に対して、変更の認可申請を行いました。

当該申請の認可に当たり、経済産業大臣から、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議に鑑み、本日、原子力委員会の定例会議において意見照会が行われましたので、お知らせいたします。

添付資料

[使用済燃料再処理等実施中期計画（2026.3.5 申請）](#)

以 上

<お問い合わせ窓口>

使用済燃料再処理・廃炉推進機構

青森本部 総務部

電話：017-763-5910(代表)